

平成二十九年三月二十八日受領  
答弁第一三三七号

内閣衆質一九三第一三七号

平成二十九年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出GPS捜査は違法とする最高裁の判断に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出GPS捜査は違法とする最高裁の判断に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の判決を踏まえ、警察庁において、平成二十九年三月十五日、全国の警察に対し、検証許可状の発付を受けて行うものを含め、移動追跡装置を取り付けて捜査対象車両の位置情報を取得する捜査を控えるよう指示したところである。

二及び三について

お尋ねについては、御指摘の判決を踏まえつつ、必要な検討を行ってまいりたい。